

Renaissance

2021.9

残暑お見舞い申し上げます

No.54

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して



AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上文男	弁護士 西尾 進	弁護士 尾関栄作	弁護士 檀浦 康仁	弁護士 勝又敬介	弁護士 木村環樹
弁護士 渡邊健司	弁護士 上彌幹也	弁護士 水野憲幸	弁護士 森下 達	弁護士 奥村典子	弁護士 小宮 仁
弁護士 遠藤悠介	弁護士 加藤耕輔	弁護士 横井優太	弁護士 服部文哉	弁護士 米山健太	弁護士 中内良枝
弁護士 居石孝男	弁護士 田村祐希子	弁護士 深尾 至	弁護士 佐藤康平	弁護士 安井孝侑記	弁護士 加藤純介
弁護士 黒岩将史	弁護士 牧村拓樹	弁護士 岩田雅男	弁護士 田中隼輝	弁護士 丸山浩平	弁護士 池戸友有子
弁護士 小出麻緒	弁護士 長沼寛之	弁護士 西村綾菜	弁護士 中村 展	弁護士 石井健一郎	弁護士 松山光樹
弁護士 鈴木智大	弁護士 浅野桂市	弁護士 加藤怜樹	税理士 大橋由美子	税理士 大橋信義	司法書士 日下部敬太
社会保険 労務士 小木曾裕子	社会保険 労務士 大内直子	行政書士 山崎千枝			



この事務所報は再生紙を使用しております。

吉紙100%再生紙

愛知総合法律事務所

検索

<https://www.aichisogo.or.jp>

残暑お見舞申し上げます。

今年も猛暑が続きました。まだまだ残暑厳しい状況です。コロナ禍はまだ続いている。熱中症にも十分お気をつけください。読者の皆さんのご健勝を祈念致します。

代表弁護士 村上 文男

1 愛知総合のコロナ対策、ワクチン接種完了

職域ワクチン接種を受けることができました。六月に第一回目、七月に第二回目が終了しました。職員の同居家族も含めて約一二〇名がワクチン接種を終えました。

東京自由が丘の弁護士・職員とその家族が愛知県弁護士会まで来て職域ワクチン接種を受けました。ワクチン接種はコロナ対策の切り札です。これを早期に接種することができましたので、事務所のコロナ対策は万全の域に達しました。しかし、しばらくは以前同様に、検温、手指の消毒、マスクの着用、面談時はアクリルの衝立の使用による対策を継続しますのでご協力のほどをお願いします。皆さん自身と他人の命と健康を守るためのもので手で万全を期したいのです。

3 弁護士の働き方改革

愛知総合は事務局の働き方改革を進め、残業ゼロ運動、効率的な業務への改善、日々のアイデア運動等を通じて大きく前進することができました。現在は十八時終業で、ほとんどの人が十八時半までには帰ります。十九時まで残業している人は稀です。残業ゼロ運動はあくまで自発的な運動です。そのことが残

護士が静岡支所の所長に就任しました。浜松支所は松山光樹弁護士が所長に就任して鈴木智大弁護士が二名体制になりました。

② 刈谷支所開設

九月に、十五番目の支所として愛知県の刈谷駅前に刈谷支所を開設しました。丸山浩平弁護士が所長に就任しました。

いずれも地域の皆さんとのアクセス障害の解消、高品質なリーガルサービスの提供をしたいと考えております。丸の内本部同様、地域の皆さんの利便のために無料法律相談を実施しておりますのでご利用をお待ちしています。

業ゼロ運動を成功させた大きな要因だと考えています。業務は拡大の一途ですが、業務の拡大に正比例して事務局の増員がなされているわけではありませんので、業務の効率化、業務改善運動が進んでいると分析しています。

事務局の働き方改革の成果を踏まえて、弁護士の働き方改革を前進させなければなりません。最近は事務局が定時に帰るので弁護士もそれに応じて帰宅が以前よりは早くなりました。不夜城の神話は、今は昔の話です。私は、不夜城時代は二十四時以前に帰つたことがありますでしたが、最近は二十四時過ぎに帰ることはありません。ほぼ二十時前には事務所を出ます。しかし、その時点でも同じ階に一～三名の弁護士がいることが多いです。

愛知総合が持続可能な法律事務所になるためには通らなければならぬ閑門だと肝に銘じて取り組んでいきます。

①労働時間の短縮
②女性弁護士の働きやすい環境整備に、まず取り組みます。
③人材の確保
④男女共同参画社会への対応です。



2 支所開設

① 静岡支所開設

五月十四番目の静岡支所を開設しました。静岡県内では浜松支所に次ぐ二番目の支所です。牧村拓樹弁

護士が静岡支所の所長に就任しました。浜松支所は松山光樹弁護士が所長に就任して鈴木智大弁護士が二名体制になりました。

スピーディな対応の要請に応えると同時に弁護士の働き方改革を進める必要があります。

弁護士の働き方改革の趣旨は、

①持続可能な法律事務所の構築
②弁護士のワークライフバランス
③人材の確保

爰知総合は事務局の働き方改革を進め、残業ゼロ運動、効率的な業務への改善、日々のアイデア運動等を通じて大きく前進することができました。現在は十八時終業で、ほとんどの人が十八時半までには帰ります。十九時まで残業している人は稀です。残業ゼロ運動はあくまで自発的な運動です。そのことが残業も自発的な運動です。そのことが残業もあると考えていました。

本部事務所の蓄積資料にも外部からアクセスできます。経営資料にもアクセスできます。あとは実践するのみです。



KARIYA-city

刈谷事務所開設の あいさつ

愛知総合法律事務所 刈谷事務所 弁護士 丸山 浩平

この度9月1日より、愛知総合法律事務所は、刈谷駅前に新たに事務所を開設することとなりました。私も9月1日より、初代所長として、刈谷事務所にて執務することになります。

簡単に自己紹介をさせていただきます。私は、一橋大学社会学部にて「子どもの居場所作り」の研究をした後、(株)LIXILに就職し知多工場で3年間働きました。サラリーマンとして働く中、「困った人の助けになることが目的となる仕事がしたい」「正直者が馬鹿を見ないようにしたい」と考えるようになり、一念発起して京都大学ロースクールに進学しました。弁護士になってからも、「フェアな依頼者が報われるために法律をどのように使えばよいか」ということをいつも念頭に取り組んできました。

これからも、依頼者に寄り添って一つ一つの事件に取り組んでいき、刈谷から「正直者が馬鹿をみない世の中」を作っていくります。

刈谷事務所はまだ産声をあげたばかりですが、大きな夢をもって成長させていきたいと思います。

刈谷近辺でお困りごとを抱えている方がいらっしゃいましたら、「そんな夢を持った丸山という弁護士がいたな」と思い出して、ご連絡いただければ幸いです。



相談室



エントランス





新型コロナウイルス 感染症対策＆ウェブ会議活用

共同代表弁護士 横井 優太

1当事務所の新型コロナウイルス 感染症対策

当事務所では、新型コロナウイルス感染症からお客様と所員の健康を守るために取り組みを行っております。直近では、関係諸機関のご協力を得て、所員のワクチン接種を実施しております。八月末までに希望者全員（所員の九割）が接種を終える見込みですが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ワクチンを接種した方から他人への感染をどの程度予防

できるかは現在も未解明であること、様々な事情によりワクチンの接種を控えている方がいること等から、当事務所では、職域接種完了後も、手洗い・マスク着用・三密回避等の感染予防対策を実施して参ります。

2民事訴訟におけるウェブ会議の活用

昨年一月に東京地方裁判所本庁や名古屋地方裁判所本庁で Microsoft Teams を用いたウェブ会議の運用が始まりました。導入当初は新しいアプリの操作に戸惑うこともありましたが、「コロナ禍の影響を受け瞬く間にスタンダード化しました。当事務所の支店から近い地域に位置する、名古屋地裁岡崎支部、岐阜地裁大垣支部、津地裁伊勢支部、静岡地裁浜松支部等でも、来年五月からウェブ会議の運用が始まります。これらの地域でも、お客様に事務所までお越しただき、弁護士と一緒にウェブ会議に出席いただく機会が増えることが見込まれます。当事務所は、ウェブ会議を活用することにより、出廷の負担を軽減し、お客様との法律相談や打合せの時間を充実させて参ります。

裁判手続のIT化

弁護士 岩田 雅男

この一年で、裁判手続は急速にIT化が進みました。ここでは、①これまでの変化、②今後の展望をお伝えします。

①これまでの変化—ウェブ会議の開催—

これまで、裁判手続は、実際に双方が出頭する手続のほかに、一方又は双方が電話で出頭する方法が取られていました。しかし、電話による出頭は、必ずできるわけではなく、五分しかからない手続きのために、時間をかけて出頭するということも多くありました。しかしながら、地方裁判所を中心的に、MicrosoftのTeamsを利用して、ビデオ通

話によるウェブ会議ができるようになりました。遠方でなくとも利用が可能であり、お互いに画面を共有しながら期日が進められる点で、電話よりも圧倒的に情報量が多くなりました。

普及の背景には、ウェブ会議であれば、接触も避けられるということで、コロナウイルスの感染予防にもつながるという側面もあるようです。

②今後の展望—法改正—

上記の手続は、法改正を経ることなく、これまでの法定の手続を柔軟に活用する方法によって実施されています。しかし、より便利な手続にするための最大のハードルは、法律上、結局は裁判所に対しても、書面という紙媒体で提出しなければならないことになつてている点です。



MASAO IWATA

これらの制約を撤廃するため、現在、法制審議会で議論がなされています。裁判所主導で事件を管理するシステム（mint's）が開発されており、これまでの状況が大きく変わります。

便利な手続は、延いては依頼者の皆様への利益につながります。弊所としても手続をキャッチアップしてまいります。



病院日記



弁護士 黒岩 将史

昨年十一月に大学病院に向ってから約半年が経過しました。出向当初は聞き慣れない医療用語が飛び交う会議に参加し、その都度医療用語の意味を調べながら、会話の内容を理解しようとするのに必死でした。今では頻繁に使用される医療用語については少しづつ覚えてきましたが、それでも分からぬことの方が圧倒的に多く勉強の毎日です。私たち弁護士も法律相談の際、法律用語を用いることがあります、自分の中では当たり前となっています。

る言葉でも、相談者の方にはなじみのない言葉もあるため、改めて専門用語を平易な言葉で説明することの重要性を感じております。

そして、やはり病院内部にて感じるのは、新型コロナウイルス対策のために尽力されてる医療従事者の方々の大変さです。出向にもニースで情報を得てきましたが、実際に病院内部にいると、医療従事者の方が感染予防や感染患者の治療に全力を挙げて取組む姿を目の当たりにし、感謝の念がより強くなりました。出向中になつた大きな変化としては、ワクチン接種の開始になります。

医療従事者から始まり、大規模接種、職域接種とワクチン接種が拡大していく中で、日々忙しく働かれる医療従事者の方の精神的・身体的負担も気になります。二〇二四年度から、診療に従事する医師について、時間外労働の上限規制が適用されるなど、今後医師の働き方改革も進んでいく見込みです。緊急の対応を迫られることの多い医療従事者の方が適切な環境で働けるよう、法的側面からサポートができると考

TAMAKI KIMURA



B型肝炎給付金について

弁護士 木村 環樹

幼少期の集団予防接種において注射器が連続使用されたことを原因としてB型肝炎ウイルスに持続感染された方を対象として、各病態区分に応じて五〇万円から最大三、六〇〇万円のB型肝炎給付金を国より受給することができます。一次感染者（集団予防接種等により直接B型肝炎ウイルスに持続感染された方）だけでなく、二次感染者（母子感染、父子感染など）、ご遺族の方も給付対象となります。ただし、国に対して給付金を請求するために

は、医療記録などの資料を収集・整理した上で、裁判手続を行なう必要があります。医療記録などの資料収集、裁判への提出書類（訴状など）の作成を個人の方が自身で行なうことは大変な労力と手間がかかります。弊所にB型肝炎給付金の請求を行なう場合には、資料収集のサポートをさせていただき、裁判手続の代理を行ないます。なお、B型肝炎給付金の請求期限は、今年六月の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の改正により二〇二七年（令和九年）三月三十一日まで延長されます。初回相談料は無料でお受付させていただいておりますので、過去にB型肝炎と言われたことがある方などお心当たりのある方は、是非一度弊所弁護士にご相談ください。また、弁護士報酬につきましても、ご依頼しやすくするため成功報酬型（着手金は無料）となっております（ただし、実費負担あります）。ご安心ください。詳しくは弊所ホームページ「B型肝炎給付金請求専門サイト」、または厚生労働省のB型肝炎訴訟のサイトをご参照ください。



弁護士
池戸友有子



弁護士
小出麻緒



弁護士
西村綾菜

奥村

さて、夏のオンライン弁護士会議が終わりましたので、続いて愛知総合法務事務所の女性弁護士によるオンライン座談会をしたいと思います。

田村

私が東京自由が丘事務所開設に伴い引っ越しして以来、こうして女性弁護士全員で集まるのも久しぶりですね。

小出

私も小牧支所勤務なので、今まで移動に充てていた時間を法律相談や打ち合わせに充てることができています。

奥村

今後、ウェーブ会議の対象範囲が広がれば、逆に、遠方の裁判所の事件も受任することができるようにになりますね。

小出

ところで、今度開設する新しい支所は、丸山先生が行かれますね！

西村

昨年までは、名古屋丸の内本部事務所で集まつていましたが、新型コロナウイルスが蔓延してからは、直接会うことも減りましたもんね。こうやってオンラインで会うのも慣れてきましたね。

中内

仕事に関する件でいうと、民事裁判のオンライン化（注：争点整理手続などをウェーブ会議で行うこと）も始まりましたね。

池戸

私は同期の中でも一番最初に支所に異動したのですが、愛知総合法律事務所では支所と本店が常にグループウェアを通じて連携しているので、離れていても事務所全体で一体感がありますよね。

池戸

丸山先生が刈谷に行かれたら、私と同期の弁護士四名は全員支所勤務になります。

奥村

本当に事前準備を頑張っていましたもんね。コロナウイルスの感染拡大が終息したら、ぜひ東京自由が丘事務所に行つてみたいですね。

中内

民事裁判のオンライン化や、コロナ禍で生活も仕事の仕方も随分変わりましたが、みんなの生活はどうに変わりましたか？

西村

私も、支所の弁護士とグループウェアやチームズを用いて気軽に打ち合わせや相談をしたりしています。田村先生は、開設の時つてどんな苦労がありましたか？

小出

コロナの影響で外出もままならず、マスクもしましたままで、お休みの日はフェイシャルエステに行ったり、香りの良いフルーツティーやハーブティーを飲んで過ごすことが多くなりました。

池戸

私は、コロナが流行る前は、時々仕事帰りにカフェに

無事に開設できたときは本当にほっとしました。

本当に事前準備を頑張つたもんね。コロナウイルスの感染拡大が終息したら、ぜひ東京自由が丘事務所に行つてみたいですね。

寄り、リフレッシュして
いましたが、コロナ禍の
時短営業で仕事帰りに行
くのが難しくなりました。
なかなかリフレッシュ出
来ていません。

奥村

私は、外出を控えるよう
になり、自宅で愛犬と遊
ふことが多くなりました。
愛犬と遊んでいると、と
てもリフレッシュできま
す。あと、しばらく疎遠
だつた学生時代の友人か
らオンライン懇親会の誘
いがあり、世の中のオン
ライン化を感じましたね。

中内

私も休日は、ひたすら餉
い猫と戯れています。時々
やりすぎると流血します。
私の手にひっかき傷があ
あつたら猫だと思ってく
ださい。

西村

私は、食べたことのない
ものを食べたり、行つた
ことのない場所に行つた
りして、気分転換をする

のが好きなのですが、コ

ロナ禍で外出もままなら
ず、趣味でヴィオラを弾
いたり、音楽を聴いたり
して過ごすことが多いな
りました。あと、マスク
をするようになり、通勤
途中の駅の階段が息苦し
いのが辛いです。

中内

丸の内駅の階段長いです
もんね。私は家にいると
運動不足になるので、お
うち時間にひそかに筋ト
レを始めました。

田村

私は、東京にいるので、自
宅にいることが多くなり、
外食がかなり減りましたね。

中内

せっかく東京に引っ越した
のに、家で小説を読んで過
ごすことが多く、おしゃれ
なカフェや、レストランを
楽しめていません。オンライン
飲み会のお誘いを受け
るようになり、何年も会つ
ていない友人と、オンライン
で会えてうれしかったで
す。

西村

私は、食べたことのない
ものを食べたり、行つた
ことのない場所に行つた
りして、気分転換をする

小出

田村先生、東京オリンピッ
ク・パラリンピックが始
まり始めるのですが、昨年
の夏はまだ「令和三年東
京オリンピック競技大会・
東京パラリンピック競技
大会特別措置法」で休日
が決まっていかつたん
ですね。それで今年は、

田村

無観客試合のため、正直
全く変わっていないと思
います。事務所の近くの
競技場で、実は歴史的な
記録がうまれていて、
世界中が感動するドラマ
が繰り広げられていると
思うと不思議です。

池戸

世界的なイベントが開催
されているのに、それを
肌で感じられないのは、
少し寂しいですね。

中内

私は昔からバスケット
ボールをやっていてス
ポーツが好きなので、テ
レビで試合観戦していま
す。

田村

そうそう、開会式があつ
た七月二十三日を含む、
四連休がありましたよね。
愛知総合法律事務所でも、

二〇二一年のカレンダーつ
て、二〇二〇年の夏に作
り始めるのですが、昨年

の夏はまだ「令和三年東
京オリンピック競技大会・
東京パラリンピック競技
大会特別措置法」で休日
が決まっていかつたん
ですね。それで今年は、

田村

日常の出来事にも、実は
きちんと法律上の根拠が
定められていたりします。
そこそろ、時間も押して
きたので、今回のオンライン
座談会を終わりにしま
しょうか。

中内

それでは、次回は冬の弁
護士会議の後に集まりま
しょう。

奥村

弁護士 中内良枝



「Q&A交通事故加害者の 賠償実務」の 改訂版を出版しました

弁護士 檀浦 康仁



当事務所では、2021年5月に、第一法規から「改訂版Q&A 交通事故加害者の賠償実務」を出版致しました。

この書籍は2017年1月に第一法規から出版しておりました、「Q&A 交通事故加害者の賠償実務」について、その後の判例の展開、民法（債権法、相続法）、民事執行法、道路交通法、自動車運転処罰法といった各種法令の改正等を踏まえて、アップデートを図ったものです。初版では取り扱っていなかった求償の問題を新たに取り上げたり、一部のQ&Aにおいて参考となる文例を用意したりしたところが、初版からの改善点です。Q&A の数も42から切りの良い50に増やし、新たにコラムを掲載するなどして、初版から100頁以上の増ページとなりました。

書籍の企画が始まったのは、2020年4月、新型コ

ロナウイルスのために第1回の緊急事態宣言が発出された頃でした。宣言の影響で裁判期日が取り消されたりする中で、生じた隙間時間で企画を進行させ、約40名の所属弁護士の大半が執筆に取り組み、文字どおり事務所の総力を挙げて、無事に出版にたどり着くことができました。

読者としては、主に、損害保険会社の賠償実務担当者や、これから交通事故事案に取り組もうとする新人の弁護士を想定していますが、最新の裁判例等も多く取り上げていますので、交通事故事案に多く取り組んでいる弁護士にも、参考にして頂ける部分もあるのではないかと考えております。

皆様のお役に立つことができれば、執筆に携わった当事務所の弁護士一同、これに勝る喜びはありません。

相続手続において行政書士が 代理する手続について



行政書士 山崎千枝

今回は、弊所での相続手続において行政書士が代理する主な手続について2つご案内します。

これらの手続については、個人で行うことができますが、時間がかかったり専門的であったりすることもありますので、お気軽に行政書士までご相談いただければ幸いです。

なお、遺言や争いのない遺産分割協議の書面作成は行政書士でも行うことができますが、弊所では弁護士が行うこととしています。

1. 車の名義変更等

被相続人Xさん所有の車（普通自動車）をAさんが相続することになった場合、陸運局で車の名義変更をする必要があります。また、車の保管場所が変更となる場合には、車庫証明の取得が、ナンバープレートの管轄区域が変更とな

る場合には、ナンバー交換の手續が必要となります。その他に自動車税等の申告や自賠責保険の名義変更が必要となります。

2. 農地法3条の3の届出

被相続人Xさんの所有の農地をAさんが相続することになった場合、農地を相続した旨の届出を農業委員会へ行う必要があります（売買とは異なり農地法の許可を得る必要はありません。）。

なお、この届出を怠った場合には、農地法の規定により10万円以下の過料に処せられる可能性があります。

インボイス制度について

税理士
大橋由美子



令和5年10月1日からインボイス制度が導入されることに伴い令和3年10月1日より登録申請の受付が開始されます。インボイス制度について簡単にお話ししていきたいと思います。

インボイスは主に貿易関係の通関手続きに必要な書類で荷物の内容や量、価格や運賃など細かく必要事項が指定され記載されている書類になります。このように【インボイス制度】が始まると適格請求書発行事業者が発行した登録番号、取引内容、消費税率、消費税額などの記載要件を満たした請求書を保存しなければ消費税の仕入税額控除を受けることができなくなり、納付する消費税が多くなってしまいます。

その適格請求書発行事業者となるため今年の10月からの登録申請が必要となってきます。

免税事業者（消費税を免除される小規模事業者のこと）が適格請求書発行事業者となるためには届出により課税事業者となってから登録申請をする必要があります。

今まで取引の相手は免税事業者でも問題なく仕入税額控除を受けることができましたが、この制度が始まると仕入税額控除を受けることができなくなります。

そのため、登録していない事業者は取引を中止される恐れもありますので、お気を付けください。これから適格請求書発行事業者かどうかが取引先の最低限の条件となる可能性もありそうですね。



司法書士 日下部 敬太

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、テレワークが浸透しています。それだけでなく、取締役会についても、各種会議システムを用いて、リモートで開催する事例が増えてきています。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行うこととされていますが（会社法369条1項）、その出席の方法については、会社法上、特に規定されていません。取締役会の「出席」方法とくと、開催場所に物理的に赴くことが真っ先に思い浮かぶのですが、電話会議システムやテレビ会議システムなどについても認められています。

リモートで取締役会を開催する場合、どのような形でも出席と認められるのでしょうか。

適法に出席しているといえるためには、「各取締役の発言が即時に他のすべての取締役に伝わるような即時性と双方向性とが確保され、遠隔地取締役を含む各取締役が一堂に会するのと同等に自由に協議ないし意見交換できる状態」になっていなければなりません。即時性・双方向性に難がある場合、取締役会は有効ではないとされてしまうリスクがある、ということです。

機動的に取締役会を開くことができ、取締役会のリモート開催には、様々な可能性があります。一方で、手続不備により、取締役が出席したと認められない場合、取締役会が無効になる可能性もあります。法的・技術的な問題につき、専門家のチェックが必須となります。

リモートでの取締役会開催について





労務士対談

2022年4月改正 在職老齢年金制度 について語る

社会保険労務士

小木曾 裕子

社会保険労務士

大内 直子

小木曾

大内さん、令和三年四月一日に改正高年齢者雇用安定法が施行され、七十歳までの雇用が努力義務となつたようですね。

のいずれかを講ずる努力をするよう求められています。

大内

そうですね、これまで六十五歳までの雇用義務が課されることにより、各企業は六十五歳まで定年を引き上げたり、定年後に六十五歳まで継続雇用する制度を設けていましたが、これに加え七十歳までの雇用について検討する必要が出てきたものと思います。

小木曾

これまでも、高年齢者雇用安定法の改正は繰り返し行われており、六十歳までの雇用、六十五歳までの雇用、いずれも努力義務から義務に変更されてきましたね。

大内

そうですね、その度に各企業において必要な対応を行つてきましたが、今回の法改正では、七十歳までの雇用確保措置として、

- ①七十歳までの定年引上げ

- ②定年制の廃止

- ③七十歳までの継続雇用制度の導入

- ④七十歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

- ⑤七十歳まで継続的に「事業主が自ら実施する社会貢献事業」または「事業主

が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業に従事できる制度の導入

小木曾

直接の雇用だけでなく、委託契約等も認められるというのは、これまでの改正とは異なりますね。年齢を重ねると、通勤も大変になりますので、自宅等でできる仕事であれば、委託契約もいいですね。ところで、定年年齢が上がると年金支給開始時期もその分遅くなるのがこれまでの改正の流れでしたが、今回はどうなのでしょうか？

大内

現時点では、年金支給開始時期が変更となる法案は出されていないようですね。ただ来年四月より、年金の受給開始年齢の選択上限がこれまでの七十歳から七十五歳までに変更となるようです。生涯現役社会が近いような気がしますね。

小木曾

定年年齢や年金支給開始年齢の選択上限も上がり、高齢者の方にも長く活躍いただく時代となつたということではないでしょうか。私達も七十歳まで元気でいるよう、頑張りましょう。

相続問題 Q&A



相続は、「誰かが亡くなる」ということで考えたくないという方も少なくないと思います。コロナ禍においてはご自身・ご家族の老後や相続をお考えになられた方もいるのではないでしょうか。

しかし、「もしも…」のときが訪れた時、ご家族はその時から相続問題に直面し、お金や家の対応に追われることになるのです。

今回は相続問題の実態についてQ&A形式でお答えします。

弁護士 勝又敬介

Q

相続財産が多くないから、相続で揉めないですよね？

A

裁判所の司法統計(令和元年度)によると、家庭裁判所で遺産分割事件として取り扱われた件数のうち、1000万円以下が33.9%、5000万円以下が42.9%です。つまり、遺産総額5000万円以下の案件が全体の77%ということになります。

財産が多い場合の方が揉めるのではないかと想定されそうですが、財産が多い場合には生前に税理士や弁護士に相談されて、予め遺言書の作成等の相続対策を講じられることも多いのが実情です。こうした対策を講じていても、死後に紛争が発生してしまうこともあります。遺言の法的効果に加え、「それが故人の意思なら」と残された遺族の納得が得られやすくなり、親族間で揉めにくくなるという効果もあります。

つまり、財産の大小にかかわらず事前の準備が望ましいということになります。

実際に弊所にご相談にお見えになる方々も、事前の準備をしておき少しでも心配を減らすという意識をお持ちの方も多いです。

Q

相続財産は不動産だけ、だから揉めないですよね？

A

相続財産が不動産のみという場合には、相続手続を後回しにされるというケースは少なくありません。相続財産が不動産のみという場合も預貯金といった金融資産の分割とかわらず、紛争になる可能性があるのでご注意ください。

むしろ、相続人の誰かが不動産を取得する場合に代償金(不動産を取得する代わりに他の相続人に支払うお金)を決める際に不動産の評価で揉める、金額で揉めなくとも代償金をすぐに用意することが出来ない、あるいは第三者に売却処分をしようとしても買い手が現れず、処分に時間が掛かってしまう、など預貯金等と違ったトラブルが発生することもあります。

この他に、建物の維持費(税金・管理費)が発生したりして長年話し合いが進まない間に相続人1名の負担が増加する場合や、土地や建物の維持・管理が不十分になり、隣人との間で新たなトラブルが発生する場合等もあります。

また分割までに時間が掛かっていると、数次相続といって、亡くなった人の遺産分割協議がまとまらないうちに、相続人の一人が死亡し、次の相続が発生してしまう場合もあります。そうなると、相続の話し合いをするにも、「新たな相続人と一度も話したことない」、「新たな相続人が被相続人の財産等の事情を一切知らない」といったことも生じ、相続人間の話し合いが円滑に進められなくなる可能性が出てきます。

相続財産が不動産のみだからという場合にもやはり事前の対策が必要にはなりますし、ご家族が実際にそのような問題に直面しないように対策をする必要はございます。

加えて、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、今年の4月に民法・不動産登記法の改正があり、相続登記が義務化され、相続登記が一定期間内に行われない場合は10万円以下の過料が科されるなど、不動産の絡む相続について状況は変化しています。この改正法の施行はもう少し先になりますが、今後一層注意が必要といえるでしょう。

今回は、皆様に実際に発生する相続問題の実態をご紹介しました。

相続問題は相続が発生する前から自分が亡くなった後をご自身やご家族と話すことも大切で、早めの対策により紛争を回避できる可能性が極めて高くなります。現在の財産状況の整理、相続税や想定される相続問題等を、ご要望があれば弊所所属の税理士・司法書士も交えてシミュレーションしながら、ご相談に応じさせていただきますのでお気軽にご相談ください。ご相談は初回1時間無料です。

「離婚専門部」のご紹介

弁護士 中内良枝



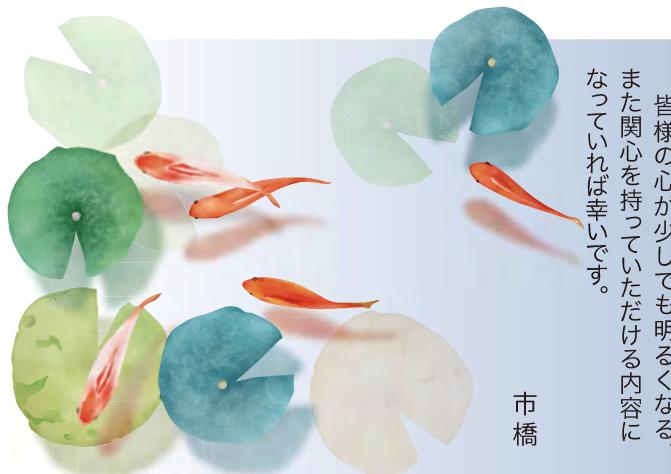
弊所は、2021年9月現在、弁護士39名のほか、司法書士、税理士、社会保険労務士、行政書士等が在籍しており、事務局を合わせた所員は100名を超えるました。愛知県をはじめ、岐阜県、三重県、静岡県、東京都に15ヶ所の支所を展開し、地域に根差した法律事務所を目指しています。また、皆様によりよいリーガルサービスを提供させていただくため、離婚、相続、労働、交通事故等の専門化にも取り組んでいます。今回は、そのうち離婚専門部のご紹介をさせていただきたいと思います。

離婚専門部には、離婚事件に特化して事務処理を行うパラリーガル（法科大学院修了者）、専属スタッフが複数名在籍し、弁護士と協力しながら事件を担当しています。パラリーガル、専属スタッフは、一般的な事務のみならず、裁判例・文献の調査、文書作成補助、事務所の統計調査・分析、ホームページの管理・更新など、あらゆる面から弁護士の補助を行っています。

また、離婚専門部では、弁護士、パラリーガルで、難解な離婚事件を扱う離婚研究会や、新人弁護士を対象とする

離婚研修も実施し、皆様に安心してご相談、ご依頼をしていただけるように日々尽力しております。

離婚については、周囲にも相談し辛く、一人でお悩みを抱えておられる方も多いです。弊所では、初回1時間無料で面談相談を実施しております。弁護士、パラリーガル、専属スタッフがサポートいたしますので、周囲で離婚についてお悩みの方がいらっしゃいましたら、是非弊所まで一度お気軽にご相談いただけますと幸いです。



うだるような暑さも少し落ち着き、マスクをつけていても蒸れることが減ってきましたが、ルネサンスをご覧の皆様はいかがお過ごしでしょうか。今号のルネサンスはいかがでしたでしょうか？コロナ禍のため、行動を制限される日々ですが、世間でオリンピック、パラリンピックの開催等少しずつ明るいニュースが増えてきています。愛知総合法律事務所でも刈谷事業所の開設という明るい話題を最初の記事に選ばせていただきました。また昨今急速に進化を遂げている一トについて、当事務所が誇る女性弁護士の対談、法改正の話題等のバラエティに富んだ記事を掲載しています。

弁護士法人
愛知総合法律事務所

名古屋丸の内本部事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番29号 ヤガミビル4階・5階・6階(受付)

TEL.052-971-5277(代表) FAX.052-971-7876

※ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。

無料法律相談専用回線

TEL.052-212-5275 受付時間:午前9時30分～午後5時30分

※発送先の変更等をご希望される方は、弊所までご連絡ください(TEL:052-971-5277)

編集後記

after word